



1 安定的な経営姿勢・運営実施体制(様式 8)

(1) 施設の管理運営の基本方針

私たちは、公共サービスの提供者として、新しい公共や公民協働（PPP）に関する研究を行い、指定管理者制度導入の趣旨・目的をしっかりと理解した上で、横浜市鶴見スポーツセンターの理念と運営の基本方針に則り、管理運営に取り組みます。

ア 施設の設置目的や役割の理解

鶴見スポーツセンターは、横浜市スポーツ推進計画を踏まえた、子どもから高齢者の健康・体力づくりや市民対象のスポーツ大会等の開催場所として、横浜市スポーツ施設条例に基づき整備されています。

鶴見スポーツセンターの設置目的として、区民のスポーツ実施率向上は最たるものです。その目的を果たすために、指定管理者はスポーツをしていない区民もスポーツに親しむきっかけとなる教室事業や地域のスポーツ団体等との連携に勤しむことで、スポーツセンターが地域におけるスポーツ振興の拠点になりうるのだと考えます。

また、これらの取組は、地域住民の交流の希薄化や青少年の健全育成等の課題を解決し、地域社会のきずな・コミュニティの形成にも寄与することとなります。

イ 鶴見区の地域特性の理解

私たちは、鶴見区にふさわしいスポーツセンターとして、鶴見区の特徴とスポーツセンター周辺的环境を踏まえ、横浜市体育協会ならではの創意工夫を加え、管理運営に取り組みます。

(ア) 鶴見区的环境

鶴見区は横浜市の北東部に位置し、昭和2年の誕生以来、臨海部の産業の発達とともに、住宅地と商業地が発展し、平成25年12月には、人口が28万人（市内18区中第3位）に達するなど、まだまだ成長し続けており、市内でも大規模な区になります。

住宅地が連なる丘陵部「丘のまち」、鶴見川に沿った「川のまち」、臨海部の「海のまち」で構成されています。

横浜市内唯一の一級河川である鶴見川が流れ、横浜港にも面していて、水辺のオープンスペースには恵まれています。こと緑被率に関しては13.7%と18区中17位で非常に低い水準にあります。なお、公園面積は12位、公園数は11位となっています。

(イ) 鶴見区の人口

平成27年1月1日現在の人口は、282,084人で市内18区中3位、平均年齢は43.20歳で市内18区中4番目に若い区です。15歳未満の割合は、13.3%で市内6位、65歳以上の割合は20.0%の14位です。

また、鶴見区の外国人住民数は約9,200人で、鶴見区民のほぼ30人に一人が外国

人ということになります。市内では中区に続いて2番目の多さとなっています。また、外国人児童数が約240人いて、これは市内で1番です。

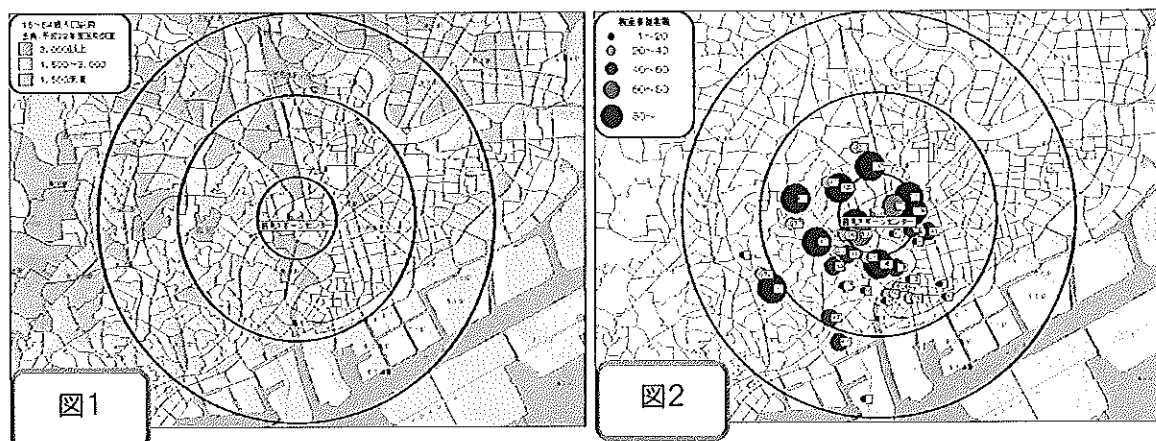
(ウ) 周辺の人口特性やお客様の利用傾向

図1・表1は、鶴見スポーツセンターを中心に、1km・3km・5kmの円で人口構成を分析したものです。通常、スポーツ施設への来館者は、半径3km以内(メイン商圈)に居住する人が70%を占めていると言われています。

3km圏内の人口構成を見ると、「①市平均に比べて20歳代・30歳代の割合が比較的高い」「②30歳代・40歳代が中心であるが全世代が平均的に居住している」ことから、公共施設として乳幼児から高齢者まで全世代に対応したサービスに加え、教室事業では子どもや子育て世代を対象としたプログラムを増やしてきました。

図2は、当館の教室事業に参加している鶴見区在住の方(1,877人)の居住地を分析したものです。約9割の方が3km圏内から来館しています。1km圏内からは徒歩や自転車で、3km圏内からは京浜急行沿線やバスの運行経路となっています。

第3期指定管理も引き続き、これらの商圈分析データを活用し、人口構成や年齢分布・お客様の利用傾向に合致した広報や教室の実施、当体育協会のノウハウを生かした健康づくりプログラムの拡充により更なる賑わい(集客)を創出します。



商圈内人口	鶴見スポーツセンター						比較基準 横浜市	
	1km圏内		3km圏内		5km圏内		人数	比率
人口	43,990	—	419,902	—	919,187	—	3,688,773	—
10歳未満	3,662	8.33%	36,014	8.58%	77,687	8.45%	319,180	8.65%
10歳代	3,123	7.10%	32,631	7.77%	72,790	7.92%	335,244	9.09%
20歳代	6,071	13.80%	54,726	13.03%	124,231	13.52%	422,505	11.45%
30歳代	7,989	18.16%	74,225	17.68%	162,903	17.72%	582,497	15.79%
40歳代	6,332	14.39%	61,756	14.71%	137,257	14.93%	565,410	15.33%
50歳代	5,518	12.54%	50,838	12.11%	110,110	11.98%	436,811	11.84%
60歳代	5,915	13.45%	55,251	13.16%	116,377	12.66%	490,298	13.29%
70歳代	3,542	8.05%	35,304	8.41%	75,827	8.25%	332,765	9.02%
80歳以上	1,837	4.18%	19,157	4.56%	42,003	4.57%	204,063	5.53%

ウ 行政課題及び施策の理解

私たちは、鶴見区のスポーツ振興のための事業を行うにあたり、「横浜市スポーツ推進計画」、健康福祉関連計画、鶴見区区政運営方針等から、行政課題や施策を理解し、その施策と連動した施設の運営や事業を実施します。

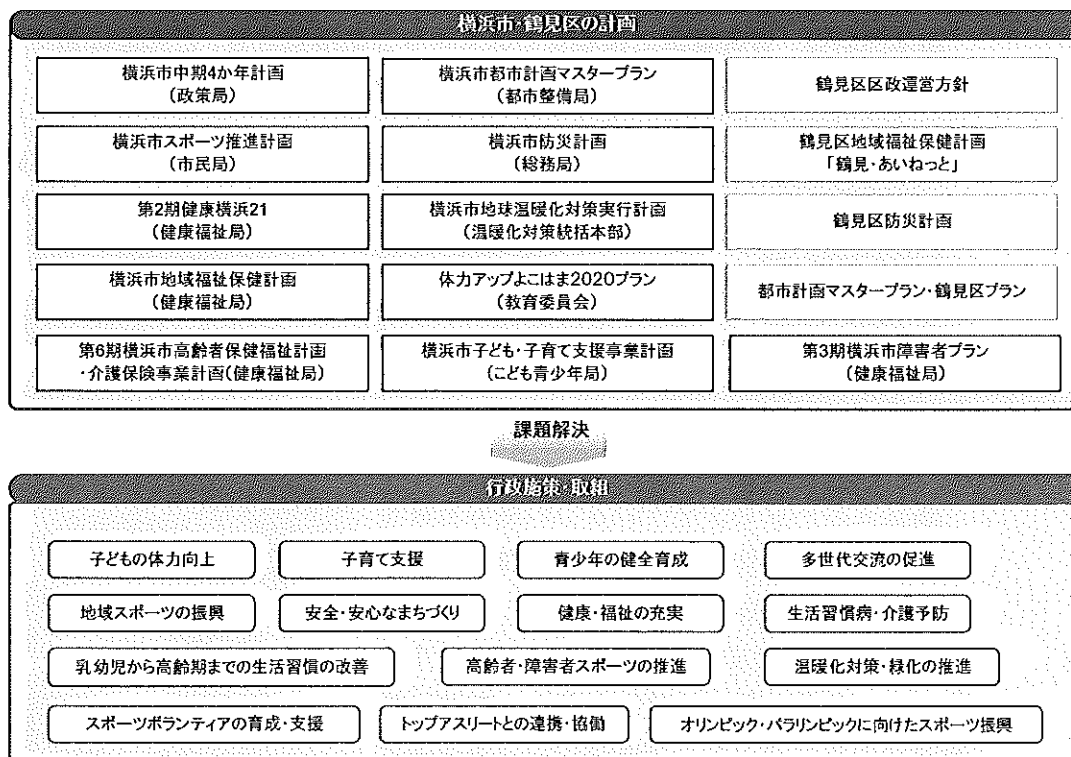
(ア) 鶴見区区政運営方針

区民の皆様と協働による地域の課題解決に取り組むことにより、『安心』『ぬくもり』『活力』を実感できるまちづくりを推進し、『笑顔と元気の輪が広がるまち「つるみ」』の実現を背景に、地域のスポーツの拠点となり、地域との連携を図りながら、子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと健やかに暮らせるよう、区民の皆様の健康づくりや介護予防、スポーツ活動をサポートするため、鶴見スポーツセンターの運営が求められています。

(イ) 共創や協働の考え方の理解 ～社会的課題への有効策～

私たち体育協会は、新しい公共を「共に創る（共創）」鶴見区のパートナーとして、横浜市や鶴見区の施策を十分に理解しています。

また、公益財団法人として社会的課題の解決を目指し、鶴見区役所との対話により、相互の知恵とノウハウを結集した取組を協働して行うことで、新たな区民サービス（価値）の創出や地域の活性化を図っていきます。



スポーツセンターでの解決策として私たちが考える有効な取組	
1	鶴見区民の健康づくりに資する事業の拡充
2	鶴見区の行政施策を理解し関連事業等における協働・協力
3	指定運動療法施設として運動療法プログラムの拡充
4	ウォーキングを活用した健康づくりの推進
5	施設老朽化に応じた適正なメンテナンスの実施
6	鶴見区の事業者として環境保全活動への取組
7	安全・安心な施設運営
8	施設の空きスペース等の有効活用
9	重層的なセルフモニタリング
10	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催機運の醸成

(ウ) 鶴見スポーツセンター管理運営におけるコンセプトと”3つの基本方針”

私たちは、前述した鶴見区区政運営方針や行政課題、施設の設置目的と理念（鶴見区の視点）、お客様からのご意見や第三者評価、外部評価等でのご指摘（区民・お客様の視点）、現指定管理者としての経験から、次のコンセプトを設定しました。

第3期
指定管理
コンセプト

スポーツと健康づくりを通して
鶴見区全域に笑顔と元気の輪が広がるスポーツセンター

私たちはこのコンセプトのもと、横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理に臨みます。

私たち体育協会は、指定管理者として施設の設置目的の達成を目指すことはもちろん、鶴見スポーツセンターにおいて、鶴見区区政運営方針の基本目標である『安心』『ぬくもり』『活力』のある『鶴見区』の実現を目指します。

このコンセプトをもって第3期指定管理を臨むにあたり、区政運営方針と連動した鶴見スポーツセンター管理運営の3つの基本方針を策定しました。

基本方針は、管理運営に係る全てのスタッフに浸透させ、どんな場面でもこの基本方針に立ち返ることで、コンセプトの実現を目指します。

管理運営
の
基本方針

1 鶴見区のスポーツ・健康づくり拠点として地域活性化に貢献します！

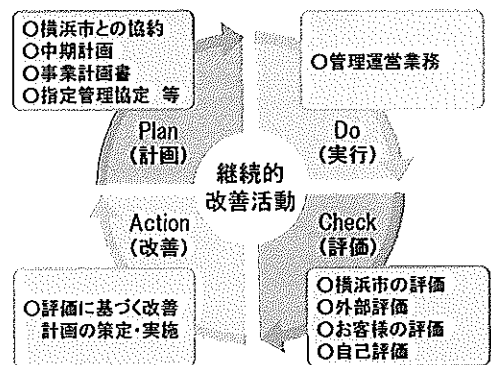
2 鶴見区民に寄り添う「ぬくもり」あるサービスを提供します！

3 環境保護に配慮した安全・安心・快適な施設運営を実現します！

(2) 基本方針実現のための目標設定と実施策

鶴見スポーツセンターの3つの基本方針を踏まえ、明確で具体的な9つの目標と実施策を掲げ、実行することを約束します。

そのために、PDCA マネジメントサイクルに沿って、改善に繋げる仕組みを整え、施設の管理運営の質の向上および継続的な業務改善活動を実践していきます。



目標人数の設定

指定管理者として、スポーツセンターの設置目的や私たちのコンセプト実現を果たしているかを定量的に評価するために、延べ利用者数を目標として設定します。

■第3期指定管理期間の目標人数

単位:(人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
291,000	292,000	293,000	294,000	210,000

※平成32年度は吊天井改修工事の影響を見込んで計算しています。

3つの基本方針に基づく実施策

活力 鶴見区のスポーツ・健康づくり拠点として地域活性化に貢献します！

目標①	目標②	目標③
<p>館内の空きスペースや空き時間を活用した新たなサービスにより“魅力ある”施設にします！</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○解放感あるロビーを活かしたロビーコンサートや季節行事等の作品展示 ○キッズルームでの英会話教室や子どもの居場所づくりなど多目的スペース利用の促進 ○機能性のあるスポーツ用品等のショップ設置 	<p>区内のあらゆる主体と連携したスポーツ・健康づくり活動により、鶴見区を活性化します！</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鶴見区健康づくり推進会議への参画 ○健康寿命を啓発するウォーキング(お散歩)事業の拡充によるヘルスアッププランの推進 ○区内公共施設での定期的な運動プログラムの実施 	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック応援企画を開催し、五輪で鶴見を盛り上げます！</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピック啓発のコラムやカウントダウンボードの掲示 ○オリンピック・パラリンピック招へい事業の実施 ○国際スポーツ交流イベントの開催 ○障がい児・者スポーツのイベントの開催

ぬくもり 鶴見区民に寄り添う「ぬくもり」あるサービスを提供します！

目標①	目標②	目標③
<p>心身の健康増進に資する事業やスポーツ教室を、年間2,500回以上実施します。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マタニティから高齢者・障がい児・者まであらゆる方を対象としたスポーツ教室の開催 ○子育て世代を応援する託児サービス付スポーツ教室やママカフェ事業の開催 ○生活習慣病や肩腰膝痛、認知症や介護等の予防教室の開催 	<p>指定運動療法施設として疾病改善のための運動療法・健康サービスを拡充します。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜市スポーツ医科学センターと連携した健康づくり事業の実施 ○内科系・整形外科系運動療法の実施 ○横浜市医師会の協力による健康づくり事業の実施 	<p>地域貢献・社会貢献活動を実践し、地域で支えあう社会の構築に努めます。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある方への就労支援 ○スタッフによる区内のボランティア活動やお客様へのチャリティ活動啓発 ○開館30周年記念の地域還元イベントの開催 ○外国人の方に親しまれる施設づくりと多文化共生事業の実施

安心 環境保護に配慮した安全・安心・快適な環境づくりを実現します！

目標①	目標②	目標③
<p>日常点検を1日6回以上、予防保全を主とした修繕を年間500万円以上実施します。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1日6回以上の日常清掃・点検の実施 ○公共施設管理に長けた協力企業による24時間監視体制 ○予防保全を主とした毎年度500万円(税別)以上の修繕実施 ○建物劣化診断に基づく中長期修繕計画 	<p>省エネルギー化による地球温暖化対策や環境保全活動に積極的に取り組みます。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○LED型照明を導入し、電気使用量を削減 ○お客様1人あたりの年間CO₂排出量を計画的に削減 ○スポーツセンター近隣商業施設と鶴見川クリーンアップ活動を実施 	<p>危機管理体制を強化し、発災害や救急事態でも安心な管理体制を徹底します。</p> <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の避難所対応の整備 ○AED操作訓練を全スタッフに徹底(毎月) ○応急手当有資格者の常駐 ○区民の防災活動啓発を目的とした「防災運動会」の開催

5カ年実施計画

年度	主な取組
28年度 (2016)	・多世代を対象とした事業の拡充 ・駐車場・駐輪場の整備、建物劣化診断
29年度 (2017)	・施設内照明の改修 ・介護予防、運動療法事業等の拡充
30年度 (2018)	・健康づくり事業の拡充 ・開館30周年イベントの開催
31年度 (2019)	・将来を見据えた事業・修繕計画の策定 ・オリンピック・パラリンピック大会企画
32年度 (2020)	・新規モデル事業の実施 ・オリンピック・パラリンピック大会企画

(3) 鶴見スポーツセンターの管理運営体制

私たちは、施設設備の老朽化や健康づくりへの区民ニーズに的確に応えていくために、当該分野を専門とするアシックスジャパン株式会社と鹿島建物総合管理の協力を得て、グレードアップした新体制で臨みます。

アシックスジャパン株式会社は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの国内最高位スポンサーであり、世界有数の総合スポーツ用品メーカーである他、ランニングやウォーキングなどの啓発イベントを企画し、スポーツの普及振興に大いに貢献している企業です。区民の健康づくりを促進していくにあたり、オリンピック・パラリンピック関連事業やウォーキング・ランニングのイベントやセミナー等の事業を協力して展開します。

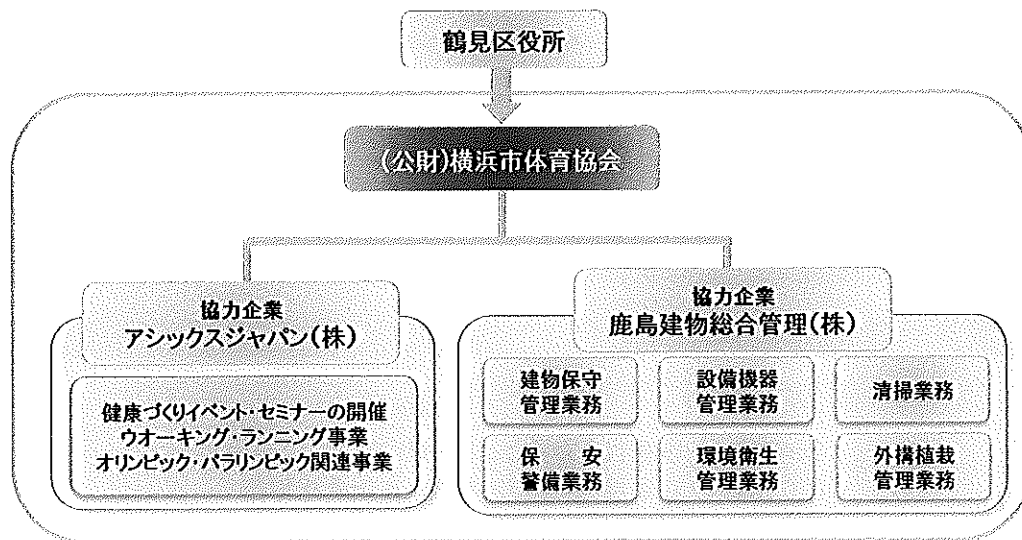
また、鹿島建物総合管理株式会社は、スポーツ施設や百貨店、ホテル等数多くの施設の維持管理業務を請け負っており、その管理ノウハウや技術に大変定評があります。

当体育協会は、ファシリティ・マネジメント (FM) (※) 体制を構築し、施設・設備のデータを活用した長寿命化やライフサイクルコスト (※) 縮減などのメリットを創出していきます。

3者が連携をすることで、今まで以上の最適な施設の管理運営体制を構築します。

※ファシリティ・マネジメント:施設、設備の運用管理について、長期的視野と計画性を持って取り組み、かつ最適化を検討するマネジメント業務のことです。

※ライフサイクルコスト :企画・設計から維持、管理、廃棄に至る過程で必要な経費の総額をいいます。



(4) 指定管理に取り組む体育協会のご紹介

私たちは、公益目的事業を行うことを主たる目的とした、公益財団法人です。昭和4年(1929年)に横浜体育協会(野球・庭球・山岳)として発足し、昭和初期から今日に至るまで横浜のスポーツ振興に寄与してきました。

現在、各種施設運営(40施設)やスポーツ事業など、スポーツ振興事業を実施し

ており、74の団体（52の種目別競技団体、18の区体育協会、3の学校体育団体、1の体育団体）が加盟しています。この強力なスポーツネットワークの相互連携に基づいて区民の健康・体力づくり、競技スポーツの推進に大きく貢献しています。

■ 競技団体 (52団体)					
1	横浜市ハドミントン協会	19	一般社団法人横浜サッカー協会	37	横浜市太極拳協会
2	NPO 法人横浜市馬術協会	20	横浜市柔道協会	38	横浜市ゲートボール連合
3	横浜バスケットボール協会	21	一般社団法人横浜水泳協会	39	横浜市少林寺拳法連盟
4	横浜バレーボール協会	22	横浜市相撲連盟	40	横浜市ゴルフ協会
5	横浜ハンドボール協会	23	横浜市山岳協会	41	横浜アイスホッケー連盟
6	横浜市ホッケー協会	24	横浜スキ協会	42	横浜市インディアカ協会
7	横浜市陸上競技協会	25	横浜市アマチュアボクシング協会	43	横浜市綱引連盟
8	横浜市ヨット連盟	26	横浜市クレ射撃協会	44	横浜市スポーツタンス協会
9	横浜市卓球協会	27	横浜市レスリング協会	45	横浜市合気道連盟
10	横浜市体操協会	28	横浜市ウエイリフティング協会	46	横浜市スポーツチャンバラ協会
11	横浜市ソフトボール協会	29	横浜市なぎなた連盟	47	横浜市日本拳法連盟
12	横浜野球協会	30	横浜市アーチェリー協会	48	横浜市バトン協会
13	横浜野球連盟	31	横浜市ライフル射撃協会	49	横浜市ライアスロン協会
14	横浜市ラグビーフットボール協会	32	横浜市ボウリング協会	50	横浜市パワーリフティング協会
15	横浜市剣道連盟	33	横浜市空手道連盟	51	横浜市グラウンドゴルフ協会
16	横浜市テニス協会	34	横浜アメリカンフットボール協会	52	横浜市ターゲット・バードゴルフ協会
17	NPO 法人横浜ソフトテニス協会	35	横浜市カヌー協会		
18	横浜市弓道協会	36	NPO 法人横浜市ボート協会		
■ 地域団体 (18団体)					
1	鶴見区体育協会	7	保土ヶ谷区体育協会	13	青葉区体育協会
2	神奈川区体育協会	8	旭区体育協会	14	都筑区体育協会
3	西区体育協会	9	磯子区体育協会	15	戸塚区体育協会
4	中区体育協会	10	金沢区体育協会	16	栄区体育協会
5	南区体育協会	11	港北区体育協会	17	泉区体育協会
6	港南区体育協会	12	緑区体育協会	18	瀬谷区体育協会
■ 学校団体 (3団体)					
1	横浜市立小学校体育研究会	2	横浜市立中学校体育連盟	3	横浜地区高等学校体育連盟
■ 体育団体 (1団体)					
1	横浜市レクリエーション連合				

私たちの行動の原点は、スポーツ振興のためであるという考えのもと、全ての皆様に、信頼され好感を持っていただけるよう「職員行動指針」を定めています。この行動指針にもある通り、着実にチャレンジする風土は、「2002FIFA ワールドカップ™」や「H.I.S.世界卓球 2009 横浜」「世界トリアスロンシリーズ横浜大会」等の大規模な国際大会や、フルマラソンとして平成 27 年 3 月 15 日に開催された「横浜マラソン 2015」を成功に導きました。

公益財団法人横浜市体育協会 職員行動指針

基本理念
「いつまでもスポーツが楽しめる、明るく豊かな社会の実現」

私たちは、この基本理念をいかに実現し、一人ひとりが「働いて自分自身を成長させたい」という思いを実現し、そしてお客様が自分自身を成長させるためのサポートをいかに果たし、皆さまに、信頼され好感を持っていただけるよう、目指します。

- 正直に、誠実に、行動します
- 安全・安心を第一に考えます
- 清潔で快適な環境づくりを徹底します
- 無駄をなくし、時間とお金を有効に使います
- 自分の行動に責任をもち、粘り強く結果を出します
- 常に学び、チャレンジし、成長し続けます

(5) 体育協会の経営姿勢

ア 公共サービスを担う者の心得

公の施設の管理者は、地方自治法 244 条に則り、住民福祉の増進や公平・公正な利用の確保など、その趣旨を理解して管理運営しなければなりません。また、鶴見区区政運営方針、横浜市スポーツ施設条例及び横浜市スポーツ推進計画などの趣旨を理解し、遵守することは当然の責務です。

私たちは、業績・成果志向などの民間手法も取り入れ、その役割と責務を果たし、鶴見区の施策の実現に向けて誇りを持って誠実に行動します。



職員一同誠意をもってお客様をお迎えします！

指定管理者が遵守する法令等

私たちは公益法人、また指定管理者としてふさわしい倫理を保持し、法令や条例を遵守した管理運営を行います。特に、「個人情報保護」、「適正な労務環境の堅持」、「建物・設備の維持管理」は重要であり、その趣旨を十分に理解したうえで、管理運営にあたります。



平成 26 年度コンプライアンス研修

私たちは、その重要さを確実に認識するため、職員研修を充実させるとともに、委託業者・外部講師など施設に係る全ての関係者にその浸透を図ります。

■指定管理者が遵守すべき主な法律・条例・方針・計画・マニュアル等

鶴見区区政運営方針／鶴見区地域福祉保健計画／都市計画マスタープラン・鶴見区プラン
スポーツ基本法／横浜市スポーツ推進計画／横浜市スポーツ施設条例(同条例施行規則)
横浜市基本構想長期ビジョン／横浜市中期4か年計画 2014～2017/指定管理者ガイドライン
健康増進法／第2期健康横浜21／第6期横浜市高齢者保健福祉計画／介護保険事業計画
地方自治法／公共サービス基本法／横浜市行政手続条例／横浜市暴力団排除条例
横浜市市民協働条例／横浜市市民活動推進条例(同条例施行規則)
環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律／地球温暖化対策の推進に関する法律
横浜市防災計画／災害時等における施設利用に関する協定
障害者差別解消法／第3期横浜市障害者プラン／横浜市障害福祉計画
横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市中企業振興基本条例／横浜市商店街振興基本条例
横浜市地域の絆をはぐむ条例／ヨコハマ3R夢プラン(一般廃棄物処理基本計画)
労働基準法／労働組合法／労働安全衛生法／職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法
建築基準法／消防法／電気事業法／水道法／建築物における衛生的環境の確保に関する法律
横浜市の保有する情報の公開に関する条例／個人情報の保護に関する法律 等

(6) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)

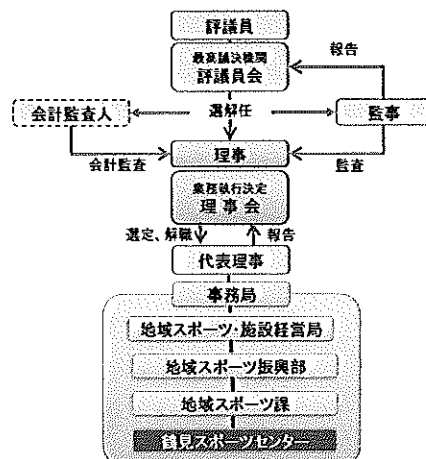
ア 安定的な管理運営が可能な経営体制

私たち体育協会は、スポーツの普及振興を専門とする経験豊富な人材と30年にわたる施設管理のノウハウ、強固なスポーツネットワークを活かし、指定管理者制度に順応した体制を整備しています。

(ア) 30年の実績とノウハウを持つ組織構成と業務執行体制

当体育協会の組織は、7局14部から構成される組織で、総勢272人(平成27年6月1日現在)の職員が配置されています。当体育協会の執行責任体制については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づくガバナンスのもと、「処務規程」により業務執行組織及び事務分掌を規定し、「事務決裁規程」によってその権限を明確にしています。

私たちは、代表理事をトップとした業務執行体制のもと、当体育協会事務局本部が、鶴見スポーツセンター事業の進捗や予算執行などを掌理します。



(イ) 非常時のバックアップ体制

当体育協会では、リスク管理及び危機管理を担う組織として危機管理室を設置し、施設や各種事業をバックアップしています。また、法的なリスク管理や事故による補償及び紛争解決等については、顧問弁護士（横浜市中区「むつみ法律事務所」栗田 誠之弁護士）によって事態に備えています。

天災等の非常時には、鶴見スポーツセンターが一定期間（3～4カ月）閉鎖した場合でも耐える経営体力（平成26年度末現金及び同等物残高1,271百万円）を有し、その人員を他の業務に振り向けるとともに、いざというときには応援体制を組むなど、臨機応変な組織対応力を備えています。

(ウ) 必要な人材の確保と人事考課制度及び表彰制度

私たちは「人材こそが最も重要な経営資源＝人財」という考えのもと、知識と経験に裏打ちされた資質と能力を兼ね備える人材の育成に努めます。

なお、私たちは、持続的に事業推進のために定期的に職員を採用しています。また、組織の活性化と職員の意欲向上のために、職員の成果を客観的かつ公平・公正に評価する人事考課制度を導入するとともに、顕著な功績をあげた職員に対する表彰制度も確立しています。



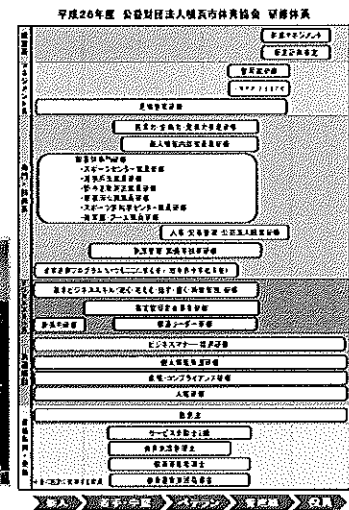
人命救助の表彰

(エ) 研修計画

質の高いサービスを提供するために、職場における実務研修（OJT）や外部講習・研修なども含めた体系的な研修教育の仕組みづくりを行っており、職員の業務遂行能力の向上を継続して実施してまいります。また、「おもてなしの心」によるホスピタリティーの充実を図ることのほか、公共サービスを担う者として、人権擁護や個人情報の保護、危機管理など幅広い分野で計画的な研修を実施します。



個人情報保護研修



(オ) 公共サービスに精通した職員配置と資格取得制度

当体育協会には、長年スポーツ施設に従事している、経験豊富な職員が多数在職しています。鶴見スポーツセンターの所長を任せる職員は、公共スポーツ施設の管理運営を十分に経験してきた職員を配置します。また、公共スポーツ施設の管理運営に有効な様々な資格の保有者も多数在職しており、支援体制も万全です。

資格名	人数(人)
健康運動指導士	40
健康運動実践指導者	8
スポーツプログラマー	60
体育施設管理士	36
普通救命講習	41
上級救命講習	59
応急手当普及員	82
サービス介助士	37

当体育協会が指定する指定管理関連資格の取得・更新については、講習会参加時の職務を免除するなどの制度を設け、職員の資質向上ならびに施設運営の質向上をサポートします。

(カ) 鶴見スポーツセンターでの職場内研修と自己啓発研修制度

心肺蘇生法及びAED操作の実技、ユニバーサルサービスへの取組、人権問題をテーマに、定期的に職場内研修を実施します。



スポーツセンターでの職場内研修

また、職員のパソコンスキルの向上を図るIT研修や「おもてなしの心」の醸成などを図るための職場内研修を定期的に実施し、職員の運営能力の向上を図ります。

さらに、職員の能力向上や意識改革の推進を図るため、自己啓発研修を推進します。実施に際しては、「職員の職務に専念する義務の特例に関する要綱」を定め、必要に応じて通年で半日単位4回までの自己啓発のための職免を認めます。

イ 健全な財務状況に基づく経営体力

(ア) 健全な体育協会の財務状況

金融資産については、当体育協会資産管理運用要綱に基づき、AA格以上の日本国債、横浜市債、定期預金を基本として、安全性を最優先して運用します。

財務状況の安全性を示す指標は、下記のとおりで、高い安全性を維持しています。

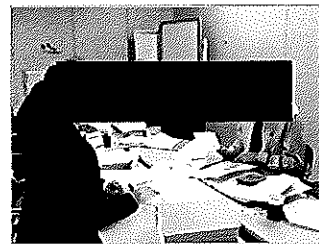
■平成26年度決算数値	基本財産	122,150千円
① 総資産対正味財産比率(正味財産/総資産×100)		64.4%
目安が30%以上とされるなか、倍以上の64.4%を示し、返済義務のない安定的な資産で運営しています。		
② 当座比率(流動資産(棚卸資産除く)/流動負債×100)		118.2%
目安が90%以上とされるなか、118.2%となっており、短期的な支払(負債)について十分対応する能力を有しています。		
③ 借入金比率(借入金/総資産×100)		0%
指標は1%以下でありほぼ無借金の経営体質となっています。		
④ 現金及び現金同等物の期末残高		1,271,324千円

当協会は、公益法人会計基準(平成20年度基準)を採用するとともに、外部監査に基づく適正な会計処理体制を確立しております。

(イ) 適正な予算執行と厳格な会計監査の実施

当体育協会では、公益法人会計基準及び横浜市会計経理関係規定等に準じて、各種経理関係規定及び独自の経理事務マニュアルに基づき日常業務を遂行します。

当体育協会本部の経理課と地域スポーツ課によるダブルチェックや公認会計士による外部監査、職員による内部監査などの実施により、経理処理の厳格化を徹底します。



公認会計士による会計監査

また、鶴見スポーツセンターの予算は横浜市の所管部である地域スポーツ振興部と当体育協会の経理課による執行管理を毎月行い、予算に対する執行状況を随時確認します。

■平成 26 年度外部監査担当者

監査責任者	■■■■■	公認会計士	税理士
監査補助者	■■■■■	公認会計士	税理士
監査補助者	■■■■■	公認会計士	税理士

ウ 団体としての情報公開と情報開示

(ア) 公益団体として求められる積極的な情報公開

私たちは、公益財団法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の適用を受け、貸借対照表を公告することが義務づけられています。公告方法は法令の範囲内で任意とされていますが、インターネットによる公告を定款で規定し公開しています。

また、公益法人の指導監督基準において定められる項目（定款、役員名簿、計画、報告予算、決算等の経営情報）のほか、経営計画や横浜市との協約事項の達成基準やその評価、事故等含めた記者発表内容、大会、イベント情報等についてインターネットで広く公開しています。

(イ) 情報公開請求に対する対応

鶴見スポーツセンターの管理運営において、十分な透明性を確保し、市民への説明責任を果たします。情報開示請求に対する取り扱いについては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨にのっとり「体育協会の保有する情報の公開に関する規程」を策定し、その対応を定めています。情報開示にあたり、個人情報が含まれる場合は十分に配慮する必要がある、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）」に適合した運用により個人情報を適正に取り扱います。

エ 就業体制・福利厚生・労働法規遵守体制

(ア) 公共サービス従事者に適した就業体制

高品位なサービス提供の観点から、職員に加重な業務の負担を強いることのないよう、改正労働基準法その他労働関係法規を遵守した就業体制を確保しています。

なお、法令遵守や倫理保持等、公正な職務執行を脅かす疑いがあった場合は、「コンプライアンス規程」に基づき、事務局長を責任者として調査、告発、再発防止等のための措置を行い、「就業規程」及び「懲戒処分の標準例」に基づき対応しています。

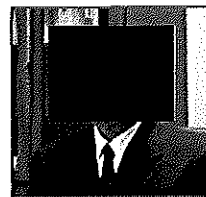
(イ) 社会保険と福利厚生及びワーク・ライフ・バランスへの取組

安全で良質な公共サービスを実施するためには、いきいきと働ける環境が不可欠です。当体育協会では、必要な社会保険等に加入するとともに、仕事と生活の調和を図るため、育児休業、介護休業、各種休暇等のワーク・ライフ・バランスのサポートに関する制度を整備するほか、職員の福利厚生を充実します。特に、女性やシニアが働きやすい環境の整備は社会全体の課題であり、力を入れて取り組みます。

また、次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画を策定するとともに、定年後の継続雇用制度を設け、安心して働きつづけることができる仕組みを整えます。

■ワーク・ライフ・バランスに関する制度等

年次休暇 (目標:一人あたり平均10日以上)	骨髄提供休暇
病気休暇	結婚休暇
社会貢献活動休暇	夏季休暇
生理日休暇	祭日休暇
育児時間	男性職員の育児参加休暇
服忌休暇	配偶者の出産のための休暇
短期介護休暇	介護休暇
子の看護休暇	公の職務執行休暇(裁判員制度対応)
ノー残業デーの設定(毎週水曜日)	衛生通信の発行と産業医による健康相談
横浜市勤労者福祉共済 ハマふれんどへの加入	



産業医

(ウ) 労働法規遵守体制

指定管理者として法令遵守は当然のことですが、適法かつ社会の要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働基準法をはじめとする労働関係法規を遵守した適切な就業体制を確保しています。また、マイナンバー制度やストレスチェック義務化等、法改正による新たな制度についても迅速に対応できるよう準備を怠りません。

日本国憲法/労働基準法/労働者災害補償保険法/最低賃金法/障害者基本法/労働安全衛生法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律/公益通報者保護法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律/労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律/次世代育成支援対策推進法
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律/労働契約法/労働組合法/職業安定法
障害者の雇用の促進等に関する法律/裁判員の参加する刑事裁判に関する法律/雇用保険法
高齢者等の雇用の安定等に関する法律/健康保険法/厚生年金保険法/介護保険法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 等

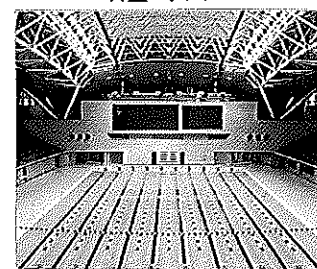
オ 類似施設の豊富な管理運営実績

当体育協会は、多くの施設の管理運営実績を有しています。管理する指定管理施設は、第三者評価や外部評価において、いずれも高い評価を得ています。

<p>■スポーツセンター 15施設</p> <p>鶴見・神奈川・西・中・南・港南・保土ヶ谷・旭・磯子・神奈川・港北・都筑・戸塚・栄・瀬谷</p> <p>■公会堂 1施設</p> <p>栄</p> <p>■野外活動施設 5施設</p> <p>三ツ沢公園青少年野外活動センター・くろがね青少年野外活動センター・こども自然公園 青少年野外活動センター・赤城林間学園・南伊豆臨海学園</p> <p>■体育館施設 2施設</p> <p>横浜文化体育館・平沼記念体育館</p> <p>■プール施設 9施設</p> <p>横浜国際プール・横浜プールセンター・本牧市民プール・旭・港南・保土ヶ谷・栄・都筑 リネット金沢</p> <p>■テニスコート施設 3施設</p> <p>緑テニスガーデン・泉中央テニスガーデン・根岸テニスガーデン</p> <p>■スポーツコート施設 1施設</p> <p>みなとみらいスポーツパーク</p> <p>■新横浜公園</p> <p>新横浜公園・日産スタジアム・日産フィールド小机・日産ウォーターパーク・しんよこフットボールパーク</p> <p>■横浜市スポーツ医科学センター</p> <p>■神奈川スケートリンク、鶴見川漕艇場、たきがしら会館</p>



日産スタジアム



横浜国際プール

カ 認証制度の取得等

私たちは、良質かつ適正なサービスを提供するとともに、広く社会に貢献するための各種認定や、それに類するものを取得しています。

■プライバシーマークの取得

当体育協会は、平成18年11月から、日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合する個人情報保護への取り組みを始め、平成20年8月にプライバシーマークの付与認定を受けました。以来3度の更新を経て、現在も運用中です。更新審査においては、個人情報を扱う事業者として、個人情報の仕組みと理解、管理運用の徹底が図られているか、定期的な自主点検と内部監査の実施が滞りなく進められているか、常に計画・実行・点検・是正の仕組みを構築されているかなどのチェックがなされます。

■日本赤十字社神奈川支部企業等連携プログラム「いつもここに安心を」

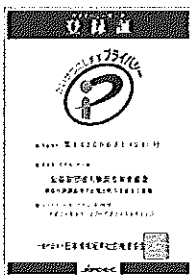
日本赤十字社神奈川支部による、安全で安心感が高いと感じられる地域づくりをめざした企業等連携プログラム「いつもここに安心を」の趣旨に賛同し、協会としてこのプログラムに参加しています。横浜市消防局による応急手当に関する講習会への参加の他、このプログラムへの参加によって、職員の応急手当に関する意識・スキルの向上を図っています。

■「ISO20121(イベントマネジメントの持続可能性に関する国際標準規格)」の認証

当体育協会を構成団体とした世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会では、世界トライアスロンシリーズ横浜大会において、「ISO20121(イベントマネジメントの持続可能性に関する国際標準規格)」の認証を取得し、環境への配慮、地域や社会への貢献、地域経済の活性化等の取り組みをしています。

■第5回横浜シーサイドトライアスロン大会 ブルーカーボンオフセット証書授与

当体育協会が実行委員会事務局を務めた、第5回横浜シーサイドトライアスロン大会(平成26年9月28日実施)において、横浜市との協働による地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン事業」でカーボンオフセットの社会実験にチャレンジし、平成27年1月20日(火)に横浜市温暖化対策統括本部から証書が授与されました。寄附金などでオフセット(埋め合わせ)する取り組みを行うことで、わかめの栽培・地産地消を支援して海の環境改善に貢献し、CO₂削減につなげました。



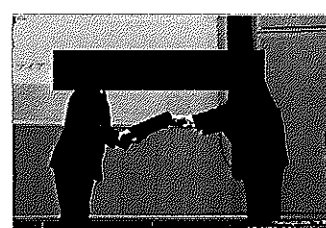
プライバシーマーク



日本赤十字社神奈川支部
連携プログラム



ISO20121



ブルーカーボンオフセット証書授与式